平成２１年（フ）第１０１９号
大阪府和泉市幸２丁目８番14―203号
破産者　焼肉テルこと　芳川　泰信
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
大阪府和泉市伏屋町５－３－２マイシティ泉北Ｂ棟314号室、外国人登録事項証明書上の居住地堺市堺区大町西３丁４番５―203号
破産者　金澤広子こと金澤幸こと　宋　　広姫
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
広島市東区馬木１丁目635番地１
破産者　伊藤　定和
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５６号
熊本市健軍４丁目６番14号
破産者　長谷川典夫
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１７号
熊本市中島町1097番地
破産者　北村　京子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０４１号
札幌市中央区南５条西21丁目２番23号　メゾワール裏参道101号
破産者　森　　盾二（変更前の名淳）
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
宮城県石巻市北上町橋浦字曽呂美３番地
破産者　山内喜美江
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３０４１号
横浜市戸塚区名瀬町2026番地、住民票上の住所横浜市戸塚区前田町180番地７
破産者　近藤　　清
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０７号
神奈川県海老名市杉久保南１丁目３番１―511号
破産者　鈴木　純子
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３９号
大阪市淀川区十八条１丁目12―５　北大阪マンション501、住民票上の住所京都市右京区京北上弓削町谷田口９番地の14
破産者　嶋川　正数
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３１号
京都府木津川市山城町平尾北払戸79番地　パークサイド棚倉102
破産者　大西　通弘
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
京都市中京区夷川通室町西入鏡屋町51番地
破産者　西村　雅文
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
京都府京丹後市網野町網野2824番地の７
破産者　中村　弘子
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第６８６号
熊本県下益城郡城南町大字東阿高778番地36
破産者　上村　克美
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４５７号
宮崎市大工３丁目61番地　吉富第６ビル401号、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字深年5060番地77
破産者　宇都　良和
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８７号
盛岡市玉山区巻堀字幅下９番地７
破産者　大澤　克美
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２６５８号
名古屋市中川区土野町26番地　愛清第Ⅱハイツ303号
破産者　長谷川哲也
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８号
愛知県東海市大田町浜新田９番地　２棟305号
破産者　上之園力男
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部